



Title	明治肥料経済史の一齣
Author(s)	田中, 愼一
Citation	経済學研究, 43(4), 47-72
Issue Date	1994-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31949
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(4)_P47-72.pdf



明治肥料経済史の一齣

田 中 慎 一

はじめに

人糞尿(家畜糞尿ではなく)を有機質肥料(作物にとっていわば「食料」、耕地にとって地力補給)として活用したこと(下肥)は、日本農業の一特質である。それゆえ日本農業と人糞尿(以下しばしば糞尿とも略している)の関係について、これまで少なからざる研究があり、なかには比較農法からの研究もあるが¹⁾、主に日本農業史や日本経済史の専門家がこれにたずさわってきたといえよう²⁾。そして近年の特徴としては、都市化・産業化と近郊農業・農村との関連から、下肥に改めて注目しようとする研究動向がみられる³⁾。

このように語の本来の意味において「人造肥料」であったにもかかわらず、人糞尿は「汚穢^{おわい}」と称され、これを研究の対象にしようとするなど論外、とり上げれば賤視の対象になる。また人糞尿を単純な副産物と見下す立場からはまず研究の名に値しない蔑視の対象にすぎなくなる。かかる研究の差別化は近代化と共に強めら

れたし、いま現代化と共に益々そうなるであろう。その果てはひとえに忘却である。

日本米作の存するかぎり永く残らねばならぬ『稲の日本史』という周知の労作がある。日本近代屈指の碩学が縦横に語り合う本書にとうぜん肥料がでる。歴史感覚鋭い彼らはむろん人糞尿を論じる。そのなかで柳田国男が下肥ごときは「神の田の分だけには使わなかった。」と語気を強め、安藤彦太郎が「御所では、こやしなんという言葉を使うことがいけない」と応ずるのである。そして柳田は「今でも北国を歩いて、たんぼのそばに長い杓と肥たご(こやしだめ)があるのを見ると不愉快ですね。〔中略〕あれは私は北陸を歩くときに一番不愉快な印象ですね。大きな杓でたんぼでかけているのを見ると吐きたくなる。」と言うのである(昭和29年11月25日)⁴⁾。また柳田はまだ生れ故郷(兵庫県神崎郡)にいた少年時代(明治10年代)⁵⁾を「私らの国でも、〔中略〕麦八割のごはんを食べて……。われわれの所は半麦だったが……。」「⁶⁾と回想し、松岡家の常食がいわゆる半麦飯だったことを思い出す。ただし見られるごとく口籠っているから米2分麦8分の麦飯のこともあったのかもしれない。だが文化勲章受賞者も何ら恥じるには及ばない。例えば柳田の生地と条件がさして違わない岡山県と県下の御津郡・苫田郡では大正時代に入っても(1913年)、「半麦飯」以下の麦飯ないし薯類を常食にする住民が全戸数の55.6%

1) 例えば加用信文『日本農法論』(御茶の水書房、1972年)。

2) 例えば戸谷敏之『明治前期に於ける肥料技術の発達』(日本常民文化研究所、1943年)、古島敏雄『日本農業技術史』上・下巻(時潮社、1947年・1949年)、小林茂『日本屎尿問題源流考』(明石書店、1983年)。

3) 例えば渡辺善次郎『都市と農村の間』(論創社、1983年)、同『近代日本都市近郊農業史』(論創社、1991年)、神立春樹「蘆花徳富健次郎『みづのたはこと』における東京近郊農村」(『岡山大学経済学会雑誌』第17巻第3・4号、1986年)、同「明治後期の神奈川県一農村における村民生活」(I)(同誌、第24巻第3号、1992年)。

4) 稲作史研究会『稲の日本史』第3部(農林協会、1958年、筑摩叢書版上巻、1969年)312頁。

5) 『定本柳田国男集』別巻5(筑摩書房)、「年譜」。

6) 前掲『稲の日本史』第3部、314頁。

表1 大正初期の常食(岡山県, 1913年)

	岡 山 県		御 津 郡		苫 田 郡	
	戸 数	百分比	戸 数	百分比	戸 数	百分比
米(全部)	40,100	16.5	1,563	11.7	2,172	15.0
米7分以上, 麦3分以下	67,728	27.9	5,521	41.2	5,142	35.5
米5分以上, 麦5分以下	64,318	26.6	3,748	27.9	4,338	30.0
米3分以上, 麦7分以下	38,620	15.9	1,651	12.3	1,280	8.8
米3分以下, 麦7分以上	31,903	13.1	868	6.5	292	2.0
その他			59	0.4	1,252	8.6
計	242,669	100.0	13,410	100.0	14,476	100.0

典拠:『岡山県民勢状態ノ一斑』(1913年),『山陽新報』1913(大正2)年5月20日,「御津郡生活状態」,『山陽新報』1913(大正2)年5月22日,「常食費消區別」より作成。

備考:苫田郡の「その他」は「薯南京薯粥の類を食するもの」である。

(岡山県全体), 47.1%(御津郡), 49.4%(苫田郡, この郡民の8.6%は麦飯にも及ばずイモ・カボチャ・イモ粥のたぐいを常食している)を占めていたからである(表1をみよ)。

最晩年(80歳)に良き証言を残した柳田53歳のとき昭和2年,『斯民』に載せた「農民史研究の一部」で,「ゲス」という言葉を解こうとした。価値判断横溢な今の差別的用法は本来はなく後来的で,元の意味の一つは下肥(例えばゲシ,ゲスといい,肥溜はゲスタメという)であった。——「きたない話だが歴史を学ぶのに必要な知識である。」⁷⁾

そして柳田は日本農民史の見方として,「彼等を拘束したものは天然である。父祖以来の慣行である。因習の道義律である。」⁸⁾と述べたのである。人糞尿を汲取り続けてきた日本農民の営為にはかかる側面があろう。それにもかかわらず徐々に肥料経済上の矛盾が蓄積されてくるのであり,本稿は,岡山(近世城下町から近代地方有力都市に転化する一典型)を対象とし,人糞尿をめぐる都市と農村の連携と対立,そこから起こる矛盾の発現形態を具体的に検討しようとするのである。

I 人糞尿(屎尿)汲取の市営化計画

1. 1906(明治39)年1月21日の岡山市会

1906(明治39)年の岡山の初市会は1月21日の夜に開かれている。大冊『岡山市会史』第1巻(岡山市議会編集発行,1986年)に「本書は,明治二十二年六月一日市制施行当初から,資料皆無の一時を除き,大正十五年末までの間において,市会及び市会を回って派生した事項の概略を記述することを主たる目的とした。」(「凡例」一)とあり,勿論この初市会を取りあげているが,それは次のようになっている。

「明治三十九年における市会の概況

(一) 一月二十一日

同夜開会。

初市会が議長,代理者の選挙で揉める。

議長及び議長代理者選挙の件

市会紛糾の結果,選挙未了の儘散会す。」⁹⁾

これが1月21日の岡山市会にかんする『岡山市会史』第1巻の叙述のすべてである。取りたてて言うべきこともないと判断されたから,こうした簡単な記述にとどまったわけである。仮に事実これだけなら,むしろ敢えて青史に書きとめておくまでもない市会だったといえるくらいであろう。

ところで,この大冊の編纂は困難だったよう

7)『定本柳田国男集』第16巻,409頁。

8)同上書,401頁。

9)『岡山市会史』第1巻(岡山市議会,1986年)442頁。

である。この『岡山市会史』第1巻は「昭和九年の水害、十四年の市庁舎焼失、二十年の戦災などにより、重要図書の大半を失った中で、本書を編集することは容易な業ではなかった、これがため、資料の殆どは市の公文書以外〔そのなかには『山陽新報』もあると明記されている——引用者〕から求めた」(「凡例」四)のであり、史料探訪に精力をそがれ、関係史料の欠乏に苦慮せざるをえなかったから、「半世紀〔以上〕前の状況を記述するに当り、写真第一を念頭に置いた」(「凡例」五)にもかかわらず、逸すべからざる事実を青史にとどめえなかったとしてもやむをえないことになる。

とはいえしかし、当時の地元紙『山陽新報』を読むと、まったく別な状況が展開していたことが知られてくる。なぜなら実際には、なんの変哲もない初市会だったところか、岡山開闢以来、未曾有の案件がかけられていたからである。例えば1906(明治39)年1月23日の『山陽新報』は、二日前の初市会をかなり詳しく報じているが、その冒頭部分は次のようになっている。

「岡山市会は予記の如く議案第一号三十八年度歳入出追加予算全第二号公借金及償却方法の件全第三号糞尿溜場に要する土地購入の件全第四号糞尿溜場工事并に搬出に要する器具購入方の件等の緊急事件及議長并に代理者選挙の爲め一昨夜午後七時二十五分開会せり出席者は二十八名」¹⁰⁾(圈点引用者、以下同様)

すなわち『岡山市会史』第1巻によるかぎり1月21日の岡山市会で唯一の案件とされた「議長及び議長代理者選挙の件」は、実際はこの初市会にかけられた複数の議案の一つにすぎず、しかもそれはさほど重要なものではなかったし、そもそも本書の叙述ではいったい何の目的でこの日に初市会が開かれたのか不明のままになってしまっている。しかしこの疑問は、いま引用した新聞記事により解かれてくる。実際は、

「緊急事件」なるもののために急遽開会となったのであり、むしろ、より重要なのは第1号に始まる数号の議案の方である。「緊急事件」といわれているほどだからであり、これら一連の議案を、1月23日の新聞記事から抜きだし多少わかりやすくするために列記すれば次のようになる。

- 第1号議案 三十八年度歳入出追加予算
- 第2号議案 公借金及償却方法の件
- 第3号議案 糞尿溜場に要する土地購入の件
- 第4号議案 糞尿溜場并に搬出に要する器具購入の件
- 第5号議案 糞尿汲取実施の爲の臨時委員選出の件

このうち、第1号から第4号までの議案は「原案通り一瀉千里の勢を以て可決し」た¹¹⁾。このころ第5号議案は市参事会員より1名、市会議員より5名、市公民で選挙権を有する者より5名、計11名の臨時委員よりなる岡山市糞尿汲取実施委員会を成立させていくというもののだが、市会議員の分5名が議長の指名によりその場で選出された¹²⁾。これらは糞尿問題関連議案ともいべきものであり、これより二日前の1月21日の新聞が初市会に附議されるのは「糞尿問題の緊急事件」¹³⁾だと予告していたとおりだったのである。

1月21日の岡山市会で原案どおり可決されたという糞尿問題関連議案はそのまゝの1月19日に開かれていた糞尿問題市営協議会で協定の運びとなったものである¹⁴⁾。そこにおいてすべてが成案にまで仕上がったかどうかははっきりしないところがあるが、少なくとも骨子は決定されたとみていい。ともかく、この「市参事会員及市会議員の協議会」¹⁵⁾で事前に協定しておかねば

13) 『山陽新報』1906(明治39)年1月21日、「初市会開会(糞尿問題)」。

14) 『山陽新報』1906(明治39)年1月21日、「糞尿問題市営協議会」。

15) 『山陽新報』1906(明治39)年1月22日、「糞尿汲取市営予算」。

10) 11) 12) 『山陽新報』1906(明治39)年1月23日、「岡山市会」。

ならないほど重大視されたのは、その間に進展してきていた農民運動(人糞尿供給者たる都市住民に周辺農村の汲取農民が支払ってきた糯米による糞尿料を値下げしようとするのを主目的とし、要求貫徹のために糞尿汲取ストライキ戦術をとる集团的組織行動)¹⁶⁾への対抗措置を講じなければならなかったからであり、慣行としての農民汲取に対立すべき新たなものとしての市営汲取が立案されねばならなかったからである。

2. 具体的構想

そこで、一連の糞尿問題関連議案を報じた1月23日の新聞記事¹⁷⁾と、糞尿問題市営協議会による成案過程を報じた1月22日の新聞記事¹⁸⁾にもとづきながら、岡山においてこの1906(明治39)年1月という時点で構想されつつあった糞尿汲取市営事業の具体的な内容を、以下で場合によっては筆者の推計数値による試算を加えることもしながら、その概観を箇条書きにしてみていくことにする。

(1) 1905(明治38)年度の残りの期間〔1906(明治39)年3月まで〕に市が住民の糞尿を汲取っていくが、その「糞尿売却代」は3,333円30銭になり、それを市の雑収入という歳入にする(表2をみられたい。以下適宜、表2を参照されたい)。なお、この3,333円30銭という糞尿売却代金はいかなる計算にもとづくものなのであろうか。直接それを示してくれるような史料はみあたらない。関連史料から推計してみるしかない。表3によれば、1年間の「糞尿販売高」は40,000円とされている。先の3,333円30銭はこの40,000円を12で割った解になる。したがって3,333円30銭は住民から汲取る糞尿量1ヵ月分

16) 詳しくは、田中慎一「いわゆる糞尿問題の顛末」(1)
(2) ③北海道大学『経済学研究』第34巻第4号、1985年、第37巻第4号、1988年、第39巻第4号、1990年、参照。

17) 『山陽新報』1906(明治39)年1月23日、「岡山市会」。

18) 『山陽新報』1906(明治39)年1月22日、「糞尿汲取市営予算」。

表2 明治38年度における糞尿汲取のための歳入出追加予算

	項 目	金 額
歳入	雑収入(糞尿売却代)	3,333円30銭
	公借金	16,799円35銭
	合 計	20,132円65銭
歳出	糞尿溜場買入費	1,500円
	溜場六ヶ所周囲板囲費	900円
	溜場六ヶ所屋根費	2,880円
	器具置場六ヶ所建設費	1,200円
	溜場堀上げ及び漆喰費	2,304円
	番小屋六ヶ所建設費	360円
	溜場(六ヶ所)雇給料	日給金40銭 504円
	監督給料	日給金40銭 336円
	事務員給料	日給金40銭 168円
	運搬車新調費	1,500円
	担桶新調費	1,125円
	古船買入費	2,000円
	担棒及ちょうちん代	45円
	汲取人夫賃	2,100円
	溜場雑役人夫賃	294円
	船頭給	980円
出	備品費及器具修繕費諸買物費	180円
	諸雑費	90円
	糞尿代交付金	1,666円65銭
	合計(糞尿汲取費)	20,132円65銭

典拠：『山陽新報』1906(明治39)年1月22日、「糞尿汲取市営予算」のなかの「糞尿汲取費予算」、『山陽新報』1906(明治39)年1月23日、「岡山市会」による。

表3 明治39年度予定の糞尿販売高とその処分方法

	項 目	金 額
糞 尿 販 売 高		40,000円
内 訳	各 自 へ 配 当 額	20,000円
	基 本 財 産	10,000円
	雑 収 入	10,000円

典拠：『山陽新報』1906(明治39)年1月22日、「糞尿汲取市営予算」のなかの「三十九年度に属する糞尿収入処分方法」による。

の売却代金、と考えてまず間違いはない。とすれば、1905(明治38)年度については1ヵ月分だけ、つまり1906(明治39)年3月に市営汲取を実施する予定だったことになる。

この3,333円30銭の売上になるという糞尿の量を試算すれば、およそ11,500石≒2,150トンとなろう¹⁹⁾。この糞尿売却代金の1/2にあたる

1,666円65銭が「糞尿代交付金」として住民に支払われる。すなわち、汲取った糞尿は売ることのできるものであり、その売上金の半分は住民に取得する権利があるということになる。

(2) 「糞尿溜場」用の土地として6ヵ所を購入していく。この「糞尿溜場買入費」として1,500円を用意する。1ヵ所平均250円でどの程度の面積を確保しようとしていたのか。およその見当をつけるためにだけ試算すれば、のちに実際に購入された岡山市大字網浜にあるとおぼしき「市有地溜糞場」について1910(明治43)年5月5日の市会で議員が「溜糞場は道路に添った畑で、将来市の発展に伴ない、宅地として適当な箇所である。」と発言しているが²⁰⁾、1909(明治42)年12月末現在の網浜にある畑の最高地価は反当64円²¹⁾なので、いま問題にしている地価をまずこの最高額と仮定してみるとすれば(なお1905年12月末現在、岡山市内にある畑の平均地価は反当約30円²²⁾)、1ヵ所平均250円する用地は1,200坪くらいとなる。しかし実際には無理を言って売らせるのだからこの最高額に数倍する地価になることが予想される。したがって1,200坪の数分の一が想定されていた面積であろう。

(3) 買い入れる土地を「糞尿溜場」用に造成するため堀りあげを行ってから漆喰をほどこす(1ヵ所平均384円)。(かつて戸谷敏之氏は明治前期における人糞尿の施用技術を追究され、それが相当な水準に達していたと推定された。その根拠の一つが人糞尿貯蔵用の「溜」なるものを作る方法である。それには二通りある。一つは木製の大桶を地に埋める桶製造りのコエ溜であり、およそ箱根以东の東北日本に普及したものである。もう一つは、同じく地に埋めるの

だが漆喰で底部と周囲を塗り固める漆喰造りのコエ溜めであり、およそ箱根以西の西日本に普及したものである。桶製造りには大きくするのに限度があり形状も円という制約があつて木製だから腐朽しやすいが、漆喰造りにはそうした難点がなく形状も自由にできるという有利さがある²³⁾。そして、こうした「溜」を作る方法は明治後期になつても同様だったと思われる。現にこの時点で岡山において漆喰造りの巨大なコエ溜を造成することが計画されているのである。) ついで周囲に板囲いをし(1ヵ所平均150円)、うゑに屋根をかける(1ヵ所平均480円)。こうした施設の規模は想像するしかないが、後年になつて実際に築造されたものが参考になる。大正末期には完成していたらしい「旭川網浜岸の溜場」は「長二十間、幅四間、深六尺の凝(マ)混泥土造りに木製の蓋をなし、開閉自在の二個の閘門を設け、鉄管にて護岸石垣を通じ、運搬船に流出す」²⁴⁾というものだった。文中に「凝(マ)混泥土」というのは「混泥土」を間違えたものであろう。大槻文彦博士の『大言海』に、「コンクリート(名)混泥土〔英語、Concrete.〕普通ニハ、せめんと一、沙三、沙利四、ノ割合ニ混合シ、練り合ハセ、硬化セシメタルモノ。突キ固メテ、土木工事ニ用キル²⁵⁾。」とある。すなわち長さ36m×幅7.2m=約80坪、深さ1.8m(容積約2,500石)のコンクリート造りであつた。水門(糞尿溜場と川をしっかりと分かつ護岸石垣に接岸してくる肥船に糞尿を流しこむため、おそらく護岸石垣の中に通した鉄管の両端の一つづつ設けられた門)を自在に開閉し鉄管を伝わせて肥船へ直接に流出させる仕組みのかかなり工夫をこらした堅固な構築物だったらしく、この程度ですみ大きな建坪を占有しなかったのだろう。いま問題にしている漆喰造りの施設は後年のコンクリート造りに比

19) $3,333円30銭 \div 3円 \times 10石2斗8升 \approx 11,422石$ (これを約11,500石とみなす)。 $11,500石 \times 0.1875トン \approx 2,156トン$ (これを約2,150トンとみなす)のように算出(人糞尿2石=100貫=375kgで換算)。数値の根拠については後述。

20) 前掲『岡山市会史』第1巻、534頁。

21) 『明治四十二年岡山県統計書』34頁。

22) 『明治三十八年岡山県統計書』43頁。

23) 戸谷敏之前掲書、105頁。戸谷氏が論拠とされたのは、平野栄「糞溜めを作る法」(『農工雑誌』第8号、1878年所収)であるが、これには「大約二十荷を溶るべき溜め」(同誌、170頁)の農家自製の作り方がでている。

24) 『岡山市史』第6巻(岡山市役所、1938年)4408頁。

25) 大槻文彦『大言海』第2巻(富山房、1933年)367頁。

表4 「糞尿溜場」の所要労働力(試算)

職 能 別	賃金総額	日給金額	総延人数	総労働者数		1ヵ所平均 延人数	1ヵ月平均労働者数	
				賃金総額が 1ヵ月分の ばあい	賃金総額が 1ヵ年分の ばあい		賃金総額が 1ヵ月分の ばあい	賃金総額が 1ヵ年分の ばあい
汲取人夫	2,100 ^円	40 ^銭	5,250 ^人	210.0 ^人	17.5 ^人	875 ^人	35.0 ^人	2.9 ^人
監 督	336	40	840	33.6	2.8	140	5.6	0.5
事 務 員	168	40	420	16.8	1.4	70	2.8	0.2
番 人	504	40	1,260	50.4	4.2	210	8.4	0.7
雑役人夫	294	40	735	29.4	2.5	122	4.9	0.4
船 頭	980	40	2,450	98.0	8.2	410	16.4	1.4
合 計	4,382		10,955	438.2	36.5	1,827	73.1	6.1

備考 1) 表2より加工作成。

2) 表2の典拠にした史料には汲取人夫・雑役人夫・船頭の日給金額が明記されていない。監督・事務員・番人の日給金額40銭と同じなので省略されたとも考えられるし、表5の「日雇人夫」と「漁夫」の平均日給金額が40銭であることから、汲取人夫・雑役人夫・船頭の日給金額を40銭とした。労働者数を仮にもとめるのに、賃金総額を1ヵ月としたばあいには延人数を25日で割り、1ヵ年分としたばあいには300日で割った。

べるとはるかに粗雑なものだったはずで、それだけ余計に浅く広いものを想定せざるをえなかったであろう。例えば1ヵ所の最大容量を2,500石と仮定したとして、6ヵ所で15,000石となる。これは岡山市内の民家が汲取してもらわねばならない糞尿の年間総量約140,000石(約26,000トン²⁶⁾)の1割くらいになる。収容能力がこの程度で過不足いずれになるのか定かでないが、どちらにしても1ヵ所が80坪に数倍する建坪を予定していたものと思われる。

(4) 6ヵ所の糞尿溜場にはそれぞれ「器具置場」(1ヵ所平均200円)と「番小屋」(1ヵ所平均60円)を建てる。

(5) 新設する器具置場には「運搬車」(1,500円分の肥取車)、「担桶」(1,125円分の肥桶)、「担棒」「ちょうちん」(45円分の天秤棒・提燈。なお肥柄杓はこちらに含まれるか、「担桶」の方に含まれるかであろう)を新調して収納し、また「古船」(2,000円分の肥船)を買い入れる。汲取農民の運搬手段・汲取諸用具に依存することなく新たにそれらを調達するのであり、その非農民的汲取形態による糞尿は近郊農村に供給するより

表5 岡山市の労働賃金

(岡山市商業会議所調査, 1905年下半年期)

職 種 別	給別	最高	最低
農作年雇 { 男	年給	39円	20円
		12円	8円50銭
農作日雇 { 男	日給	27銭	15銭
		15銭	8銭
漁 夫	日給	45銭	35銭
日 雇 人 夫	日給	45銭	35銭
下 男	月給	4円	3円
下 女	半年給	9円	7円

典拠:『山陽新報』1906(明治39)年3月4日,「労働賃金」による。

も、船に入れて運びだし、より遠隔地に販売先をもとめるのである。

(6) 労働力とその賃金総額は「汲取人夫」(2,100円で延5,250人。日給40銭で割って算出。以下同様であり表4を参照。汲取人夫の日給金額も40銭としたことについては表5をも参照)、「溜場雑役人夫」(294円で延735人)、「番小屋」の番人(504円で延1,260人)、溜場の「監督」(336円で延840人)、「事務員」(168円で延420人)、「船頭」(980円で延2,450人)、合計4,382円(延10,955人)である。汲取りという基本過程に最大の労働力が配置されているのは当然だが(汲取人夫の

26) 10石2斗8升×13,651戸=140,332石(これを約14万石とみなす)。140,000石×0.1875トン=26,250トン(これを約2万6千トンとみなす)のように算出。数値の根拠については後述。

賃金と延人数は全体の48%をしめる),船頭もかなり高い比重を占め(その賃金と延人数は全体の22%になる),比較的遠隔地へ販売するために必要な,糞尿の水上運輸も基本過程とされていたことになる。また,糞尿溜場にはかなりの番人を必要としたのであり(その賃金と延人数は全体の約12%になる),汲取・運搬労働手段の盗難防止のためだけでなく,有価物たるがゆえに予想される糞尿の不法搬出にたいする警戒があったことになる。

ところで,この4,382円という賃金総額には問題がある。これは3,333円30銭という売却代金がえられる糞尿量(岡山の1ヵ月分に相当)を汲取り運搬し貯蔵し輸送する諸労働にたいして支払われるものとまずは解釈せざるをえず,そうすれば1ヵ月分の賃金総額となるが,そうなると1ヵ年分は52,584円の賃金総額となり,表3の「糞尿販売高」(年間)40,000円をかるくオーバーしてしまい,賃金支払経費だけでも採算がまったくとれなくなってしまうからである。そこで,合計すると4,382円となってしまうものが1ヵ年分の賃金総額として計上されてしまったと解釈したばあい,例えば汲取人夫は延5,250人となっているわけだが,この延人数で汲取ることのできる糞尿量は約5,000石²⁷⁾であり,それは全体(約140,000石)の3.6%にすぎず,これでは市営事業にならなくなってしまうのである。

つまり,どちらに解釈しても経済計算として整合的でないのである。したがって,そもそも予算が杜撰なものといってしまうばそれまでであるが,このような労働力の調達とその賃金支払いという点だけでも糞尿汲取市営事業には,それも計画上の予算化においてすら容易ならざるものがあったことになる。

(7) [表2の歳入項目・雑収入(糞尿売却代)3,333円30銭]—[歳出合計(糞尿汲取費)20,132円65銭]=マイナス16,799円35銭,この赤字がでぬ

よう,これと同額の「公借金」を調達してバランスをとる。そのための第2号議案は次のようである。

第一条 明治三十八年度に於て糞尿汲取費に
(77)
交用する為め金壹万六千七百九拾九
円三十五銭を公借するものとす

第二条 公借金利子は年一割以内とす

第三条 公借金は明治三十九年度に市税を徴収して元利金とも償却するものとす

すなわち1905(明治38)年度の糞尿汲取費に充てるため年利10%以内で借り入れるのであり,その元利金は次の1906(明治39)年度に徴収する市税で償却するものとした。その充当率は83.4%にのぼる。固定設備費(9,144円)と労働諸手段費(4,850円)を100%カバーし,労賃費(4,382円)の64%をカバーするものとなっているのである。

(8) 1906(明治39)年度において市内の住民から汲取る糞尿の販売総額は4万円となる予定である。その1/2の2万円は住民にそれぞれ配当していく分であり,1/4の1万円は市の基本財産に組みこみ,同じく1/4の1万円は雑収入とする。これらの数万円という金額が当時の市財政にもつ意味については表6を参照されたい。1906(明治40)年度からその傾向がみえ,1907(明治39)年度には明瞭となる市財政の膨張だが,1900年代に入っても1905(明治38)年度までは約10万円程度の財政規模だったのであり,歳出額も人口1人当りにすると明治30年代末までは1円台にすぎなかったのである。糞尿汲取収支額(予定)の相対的比重の大きさがわかるのである。

ともかく以上が,計画されつつあった糞尿汲取市営事業の概要である。

3. 推計

さて,糞尿販売総額が4万円とされていたことから,いくつかの数値を推計してみることにする。

(1) 1905(明治38)年12月末現在,岡山市の戸数は13,957戸(82,206人)だが,内306戸(1,347

27) 9斗6升×5,250人=5,040石(これを約5千石とみなす)のように算出。数値の根拠については後述。

表6 岡山市の普通会計

(歳計決算額, 単位: 円)

	年 度	1900(明治33)	1901(明治34)	1902(明治35)	1903(明治36)	1904(明治37)	1905(明治38)	1906(明治39)
歳入	総 計	127,873	115,749	137,402	117,158	114,690	117,607	173,834
	うち雑収入	9,196	11,634	12,487	12,057	14,080	14,587	15,157
歳出	総 計	123,897	115,230	125,628	106,936	90,967	106,452	138,993
	うち屎尿汲取費 人口1人当り	1.50	1.34	1.52	1.33	1.11	(20,132) 6,184 1.29	1.64
	年 度	1907(明治40)	1908(明治41)	1909(明治42)	1910(明治43)	1911(明治44)	1912(明治45)	
歳入	総 計	346,306	245,635	310,619	298,139	403,452	449,906	
	うち雑収入	64,070	22,022	31,174	21,865	20,997	27,720	
歳出	総 計	310,193	209,895	266,774	242,257	245,657	320,175	
	うち屎尿汲取費 人口1人当り	3.46	2.26	2.82	2.56	2.54	3.53	

典拠:『岡山市財政史』(1928年),『岡山新報』1906(明治39)年7月29日,「三十八年度岡山市費決算書」による。

備考:円未満切捨。ただし歳出の人口1人当り換算金額は銭未満切捨。1905(明治38)年度の歳出のうちの屎尿汲取費は上段のカッコが予算額である。

人)は農家戸数だから、非農家戸数は13,651戸(80,859人)である²⁸⁾。これで4万円を割ると、非農家1戸当り糞尿販売額は2円93銭になる。これを約3円とみなすことにする。ところで拙稿で明らかにしたように、岡山の非農家から糞尿を汲取ってきた周辺農民はその代価の意味にあたる「代米」という名称で糯米を支払っていたのであり、[非農家の年間糞尿]=[一定量の糯米(代米)]という交換関係が成立していた。そこで、この3円を1906(明治39)年1月現在の糯米1石当りの精米相場17円20銭²⁹⁾で割ると、1戸当りの代米額は平均1斗7升4合になる。1905(明治38)年12月末現在の非農家1戸当り世帯人数は約5.9人であり、大人2人と子供4人からなるとしていいこの平均的構成の非農家世帯が1年間分の代米として糯米1斗7升4合を受けとることが想定されていることになろう。子供の代米額は大人の半額とされることが多かったようだから、子供4人分を大人2人分に換算すれば、大人1人当りは4升4合になるものであり、これは現実の代米額を反映した

ものといえよう。

(2) この1斗7升4合に非農家戸数13,651戸を掛ければ、市全体の代米額は2,375石となる。これくらいの糯米を、岡山周辺農村の汲取農民は支払っていたことになるが、それは糯米収穫高のどの程度の割合になっていたのだろうか。岡山へ糞尿汲取に出市していた御津・上道両郡の関係村数は御津郡30ヵ村のうち12ヵ村と、上道郡23ヵ村のうち11ヵ村であった。このうち上道郡についてはこの時点よりそうはなれない1912(明治45)年における村別の糯米収穫高がわかり、宇野・高島・幡多・財田・古都・浮田・可知・富山・操場・平井・三幡の11ヵ村分の糯米収穫高合計は3,829石である³⁰⁾。これは玄米高であろうから精米高に換算すれば3,791石である³¹⁾。まことに大雑把であるが、代米総額2,375石のうち、上道郡11ヵ村がその半分を支払っていたと

30)『大正元年岡山県上道郡統計要覧』(岡山県上道郡役所, 1914年)45-46頁より算出。

31) 玄米150kgは精米すると141kgになり(重量換算率94%), 米の原石当り重量は玄米1石が150kg, 白米1石が142.5kgであるから(農政調査委員会編『改訂日本農業基礎統計』農村統計協会, 1977年, 624頁), 141kgを142.5kgで割った0.9895(99%)が容積換算率となり、玄米1石は精白米0.99石になる。これにもとづいて算出。

28)『明治三十八年岡山県統計書』63頁, 85頁より算出。

29)『山陽新報』1906(明治39)年1月6日, 1月16日, 1月26日の「岡山精米相場」。

表7 市営屎尿汲取調

年 次	汲取戸数	汲取率	汲取総量	1戸当り 汲 取 量	搬出労働力・労働手段			手数料	1戸当り 手 数 料
					人 夫	馬 車	自動車		
1925(大正14)	9,354 ^戸	34.0%	77,875.00 ^石	8.33 ^石	9,888 ^人	1,729 ^台	— ^台	— ^円	— ^円
1926(大正15)	9,798	35.1	71,082.00	7.25	11,214	1,438	—	—	—
1927(昭和2)	11,289	34.0	86,760.35	7.69	13,951	1,916	974	—	—
1928(昭和3)	11,659	40.1	94,095.97	8.07	14,214	1,331	1,359	—	—
1929(昭和4)	13,214	44.8	108,645.16	8.22	13,235	985	1,759	—	—
1930(昭和5)	15,066	49.2	120,257.85	7.98	15,004	1,068	1,763	—	—
1931(昭和6)	15,299	45.7	114,563.25	7.49	15,207	1,285	1,862	—	—
1932(昭和7)	14,861	43.7	114,150.05	7.68	17,426	1,548	1,909	27,609.70	1.86
1933(昭和8)	13,779	39.8	105,181.20	7.63	15,486	1,359	2,042	25,412.20	1.84
1934(昭和9)	13,334	37.7	107,248.60	8.04	14,989	1,539	2,059	25,014.10	1.88

典拠：『岡山市史』第6巻(岡山市役所，1938年)3963—3965頁，4408—4409頁より作成。

すれば、その1,188石を3,791石で割ると31%になる。つまり上道郡11ヵ村の糯米収穫高のうち約3割相当分が代米となっていた可能性があることになろう。

(3) いささか後年に属することであるが1925(大正14)年から1934(昭和9)年までは、岡山の糞尿汲取市営事業にかんする相当に信頼できる数字がのこされている。それに少し手を加えたのが表7である。これによれば、この10年間の1戸当り平均糞尿量は約7石8斗4升になる。この10年間の1戸当り平均世帯人数は約4.5人である。これらの数値から、1905(明治38)～1906(明治39)年当時の非農家1戸当り(その平均世帯人数約5.9人)平均糞尿量を求めれば、約10石2斗8升(2斗入の肥桶に1斗6升程度を入れるのが標準とすれば約32荷分。詳しくは後述)になる。1人当り年間産出糞尿量は大人と子供の平均で1石7斗4升となり、是認できる数値である。この10石2斗8升到非農家戸数13,651戸を掛ければ、岡山市内の非農家戸が汲取ってもらわねばならない年間の糞尿総量は約14万石(2斗入の肥桶で約43万荷分)になる。

1戸当りの年間総量約32荷分は、肥取車で汲取りに来るとして、その肥取車に3荷つむとすれば(詳しくは後述)、すなわち一度に比較的多く汲取っていくものとすれば、年に肥取車で少なくとも11回は来てもらわねばならないことになる。およそ月1回のペースである。ただし、

1戸当りにつき3荷分を一度に汲取っていくかといばあいには月1回以上のペースになる。年間総量約43万荷分はすべて肥取車で、しかもそれにみな3荷つめるとすれば、およそ延143,300台の肥取車およびそれに応じた労働力を必要とすることになろう。

以上で推計をおえることにする。

4. 「岡山市屎尿汲取規則」

さて、1906(明治39)年1月の時点で構想されていた糞尿汲取市営事業のうち、1905(明治38)年度の残り1ヵ月分だけの市内人糞尿を市営事業で汲取っていくという内容は実施されなかった。実行にうつすだけの準備がととのわなかったとも、また拙速に実施を強行するまでもなかったとも考えられる。かといって、何もなされぬまま1905(明治38)年度がやりすごされたわけではない。この年度の最終時期に、新年度からの糞尿汲取市営事業の実現にむけて、最後の仕上げがなされるのである。それは、市当局が先の1月時点における具体的構想をふまえつつ更に発展させるべく立案した、市内人糞尿汲取市営化のための二つの重要な措置であった。

はじめは法的措置で、1906(明治39)年3月13日の市会で可決³²⁾された「岡山市屎尿汲取規則」であり、次のごとく3月15日に告示されたもの

32)『岡山市史』巻下(岡山市役所，1920年)365頁。

である³³⁾。

岡山市告示第一号

本市会ノ議決ヲ經岡山市屎尿汲取規則左ノ通り定ム

明治三十九年三月十五日

岡山市参事会

市長 岡田 磐

岡山市屎尿汲取規則

第一条 本規則ハ屎尿汲取ヲ市ニ請求シタルモノニ適用ス

第二条 屎尿ハ市ニ於テ販売ノ上毎年十一月三十日迄ノ売上金ヲ計算シ其半額ヲ汲取請求者ヘ交付シ残ル一半ハ本市基本財産及本事業經營費ニ充用ス

但料金ハ毎年十二月中ニ交付ス

第三条 屎尿料ハ左ノ區別ニ依ル

- 一 年令十四年以上全額
- 一 年令六年以上十四年未満半額
- 一 年令六年未満無料

第四条 中途ニシテ汲取ヲ請求シタル者ニハ汲取ノ翌月ヨリ屎尿料ヲ交付ス

第五条 全戸他ヘ転出ノ場合届出ヲナサハルトキハ屎尿料ヲ交付セス其転出ヲ届出テ屎尿料ヲ請求シタルトキハ転出ノ前月マテノ料金ヲ計算シ其年十二月中ニ交付ス

但翌年一月中ニ請求セサルトキハ其料金ヲ交付セス

第六条 屎尿料ハ毎年五月マテニ其人口及ヒ年令ヲ查定シタルモノヲ以テ計算シ其後人口年令ニ異動アルモ加除算入セス

第七条 人口調査ハ警察官戸口調査上水道給水人員及ヒ実地調査ニ依リ決定ス

第八条 各官衙、学校、病院、会社、銀行、劇場、寄席、宿屋、料理屋、飲食店、湯屋、裁縫所、寺院、教会所、集会所、製造所、

其他出入頻繁ナル箇所ニ対シテハ現住ノ人口ニ依ラス市ノ認定ニ依ルモノトス

第九条 汲取請求者ニ於テ自家ノ用ニ供シ若クハ他ニ汲取ラシムルノ疑アルトキハ市ノ汲取ヲ中止スルコトアルヘシ

第十条 市ニ汲取ヲ請求シタルモノ擅ニ自家ノ用ニ供シ若クハ他ニ汲取ヲ委託シタルトキハ既ニ汲取リタル屎尿ニ対シテハ料金ヲ交付セス

岡山における糞尿汲取市営事業の手順を定めたものであり、市内の住民でその糞尿の汲取を市に請求してきたばあいに適用される規則なのである。市内の住民は「屎尿汲取ヲ市ニ請求シタルモノ」=「汲取請求者」とそうでない者に区別され、後者の存在が認められたうえで、前者のみが対象とされる。市内人糞尿汲取の全面的市営化ではなく、市への汲取請求者だけに適用する部分的市営化なのである。

市は汲取った糞尿を販売する。その売上金は毎年11月30日までの分が計算される。売上金の1/2を12月のうちに汲取請求者に交付するからである。こう定めたのは、従来の代米が年内に支払われてきたという慣行を、貨幣形態に改めつつも、踏襲せざるをえなかったからにちがいない。売上金の残る1/2は市の基本財産と汲取事業經營費に充てられる。先の1月時点における明治39年度予定の糞尿販売高とその処分方法(表3)では売上金の1/2は基本財産と雑収入にそれぞれ折半されるものとあり経費計算を入れていなかったが、ここでは事業經營費に充用されるべきものと改正されており、これを差し引いた剰余分が市の基本財産へ繰り入れられるというように収支計算上の改善がほどこされているのである。

総売上金の半分もの多額になる屎尿料が汲取請求者に支払われていくのであるから、年令差を度外視した一律1人当り定額、というような大雑把なことにはならない。この場合14歳以上には一律に大人の屎尿料が交付され、6歳以上14歳未満にはその半額が交付され、6歳未満に

33) 『山陽新報』1906(明治39)年3月15日、「岡山市公文」。なお、新聞の誤植は前掲『岡山市史』巻下、365-366頁、前掲『岡山市会史』第1巻、443-444頁、により補正しておいた。

は尿尿料は支払われないという、おそらく糞尿産出量の多寡に応じたそれなりの合理性をもった年令区分がなされているのである。そこで年令や人口をどの時点で確定するのが問題になり、毎年5月までに査定したものとされた。新年度に入ってから調査が1～2ヵ月にかかると思込んだからであろう。したがって、戸別に世帯構成員の人数と年令を把握しようとする人口調査が前提となり、そのためには警察官による戸口調査や上水道の給水を受けている人員調査、さらに立ち入った実地調査が必要になってくるのである。

世帯人数や年令だけではない。変更や移動があったばあいには尿尿料をどう交付していくかという問題も考慮しておかねばならない。それまで農民に汲取らせていたのをやめて市に汲取を請求するというように変更してきたばあいにはその中途の月の分の尿尿料は交付しないとか、あるいは転出していく住民はその届をださないばあいには尿尿料は交付しないと厳しくする一方、転出届をだせば尿尿料の請求をみとめている。人糞尿は完全な有価物であり、その供給者には応分の代価請求権が保証されねばならなかったのである。

人糞尿を産出するところは「戸」(民家)にかぎらない。それよりはるかに「出入頻繁ナル箇所」がいろいろある。例えば、各種の官庁・役所、学校、病院、集会所、会社、銀行、製造所、裁縫所、宿屋、料理屋、飲食店、湯屋、劇場、寄席、寺院、教会所などである。こういった公私の集团的施設のばあい、常時そこで生活しているという意味での現住人口では実体とかけはなれてしまうので、市が独自に認定を行ない、それにもとづいて尿尿料を交付するのが公正とされているわけである。これは、尿尿料が貨幣形態であるがゆえに、その支払いに厳密さが求められているということである。汲取請求者となり、市へ尿尿料交付を要求しながら、自家糞尿を自家菜園などに下肥として施用したり、あるいは農民に汲取を委託したりして、いわば多面作戦を展開

して一挙兩得を目論む住民が現われてくることを警戒せざるをえず、このばあいには市は汲取を中止すると警告するだけでなく、そうした不正な事実があれば尿尿料はいっさい交付しないという厳しい態度が表明されているのである。

5. 会計

この規則を運用していくにはそれに応じた会計を必要とする。糞尿汲取市営事業は本来の経費がかかるだけでなく、「尿尿料」という多額の支出があるし、また「売上金」という独自の収入源が予定されているからである。けれども岡山にはこの糞尿汲取市営事業の前例がないため、その収支に不詳となりがちであった。そこで特別会計をくんで対処しようとした。1906(明治39)年3月29日の市会に議案第21号「三十九年度尿尿汲取費特別歳入出予算」³⁴⁾として提出され原案どおり可決されたものであり、その内容は表8のごとくである。

先の「糞尿販売高」40,000円(表3)がここで

表8 明治39年度岡山市尿尿汲取費特別歳入出予算

		項 目	金 額
歳入	第1款 尿尿売却代金		45,000 ^円
歳出	経常費	第1款 尿尿汲取費	18,298
		第2款 尿尿料交付金	15,000
		第3款 一時借入金利子	75
		第4款 基本財産積立金	64
	合 計		33,436
	臨時費	第1款 糞尿溜場建設費	4,032
	総 計		37,468
差引残金	翌年度へ繰越		7,532
	使途内訳	翌年度尿尿料交付金	7,500
		翌年度基本財産積立金	32

典拠：『山陽新報』1906(明治39)年3月31日、「岡山市会」、『山陽新報』1906(明治39)年4月3日、「岡山市公文」，より作成。

34) 『山陽新報』1906(明治39)年3月25日、「岡山市会」、『山陽新報』1906(明治39)年3月31日、「岡山市会」。

は「屎尿売却代金」45,000円に増大する一方、先の「各自へ配当額」20,000円がここでは「屎尿料交付金」15,000円に減少している。歳入額について強気の計算がなされたわけである。この交付金15,000円は売却代金の1/3にあたるから、規則第2条の1/2規定に反するようにみえるが、実際はそうでない。年間の歳入45,000円は4月～11月の8ヵ月だと、その2/3で30,000円となる。第2条はこの30,000円の1/2という規定なのである。あとの12月～翌年の3月の4ヵ月は年間の歳入の1/3で15,000円となるが、この分からは交付金をださぬので、本来の事業経営費にすべて向けることができ、さらに差引残金(剰余金)が見込まれることになっているのである。

年内に支払うという従来の慣行を踏襲しながら、かつ屎尿料交付金総額が屎尿売却代金総額の1/2から1/3に抑制される結果となっているが、これは初年度のために、まず糞尿溜場建設費が臨時費として必要になり、また屎尿汲取費も経常費ながら立ち上りのため多く計上せざるをえず、したがって屎尿料交付金総額を初年度にかぎり、やむなく削減するしかなかったということである。実際は、あくまで屎尿料交付金総額は屎尿売却代金総額の1/2であるべきという価値計算は確固としたものだった。なぜなら、翌年度へ繰越される差引残金のうち7,500円は翌年度屎尿料交付金にあてられるから、これと翌年度経常費中の屎尿料交付金15,000円を合わせると屎尿料交付金総額は22,500円となり、歳入(屎尿売却代金)45,000円の丁度1/2になるからである。この、あくまで折半という価値分割のなかに、人糞尿の有価物としての重さが込められているのである。

ところで「一時借入金利子」という経常費があるにもかかわらず、それに対応して歳入に借入金がない。おかしいのだが、75円という利子額からしてさほど多額の借入金ではなく、また「一時」とあるから応急的なものであって、おそらく屎尿売却代金の予算額われを少し補う程度の位置づけだったのであろう。それにしても

45,000円というこの屎尿売却代金は黙過すべからざる数字である。これは特別会計であるにしても、岡山市の1906(明治39)年度普通会計の歳入予算総額が91,782円だから、その49%に相当する額であり、普通会計の歳入には単独の項目でこれに匹敵するものはなく、営業割と戸別割の二つの市税を合わせてようやくこれをオーバーするものになるくらいである(表9を参照)。そ

表9 明治39年度 岡山市歳入出予算 (単位:円)

項 目		金 額
歳 入	財 産 収 入	224
	手 数 料	1,158
	雑 収 入	13,216
	前年度繰越金	1,000
	国庫補助金	500
	県税補助金	2,796
	交 付 金	7,454
	特別費受入金	64
	市 税	
	1 地価割	3,308
歳 出	2 所得税	8,918
	3 営業割	26,588
	4 戸別割	24,079
	5 土地建物移転税	2,473
	総 計	91,782
経 常 費	役 所 費	21,139
	会 議 費	1,038
	土 木 費	4,380
	教 育 費	35,355
	衛 生 費	148
	汚物掃除費	1,662
	救 助 費	904
	警 備 費	582
	勸 業 費	203
	諸 税 及 負 担	2
	市 公 債 費	12,276
	市 有 財 産 費	657
	寄 付 金	222
	雑 支 出	380
	基本財産編入金	1,753
臨 時 費	予 備 費	1,000
	合 計	81,708
	衛 生 費	3,293
	警 備 費	429
	教育補助費	1,700
費	水道費組入費	4,651
	合 計	10,073
総 計		91,782

典拠:『山陽新報』1906(明治39)年4月3日,「岡山市公文」による。

備考:円未満切捨。

れゆえ岡山において巨額といつていい、この尿尿売却代金は売り手市場を前提にしていなければ計上されてこない数字である。すなわち人糞尿には肥料としての有力な使用価値が依然としてあり、それ相応の価格でいくらでも売れていくものであるということがはっきりしていなければ、こうした数字はできようがないからである。

また、数字で一見疑問なのは経常費の「尿尿汲取費」18,298円である。その内訳はいっさい明記されていないが、この絶対額は先の明治38年度における糞尿汲取のための歳入出追加予算(表2)の「糞尿汲取費」から「糞尿代交付金」を差しひいて18,466円になる本来の糞尿汲取費と近似している(168円の差である)。これら二つの汲取費額には連絡関係があるとみていいだろう。ただし単純な連続関係でないことは糞尿溜場建設費の取りあつかいの違いからわかる。これに匹敵するものを明治39年度普通会計の歳出項目に求めれば2番目に高額の役所費がもっとも近い額となっているくらいだから、この汲取費が少額とはけっしていいない。しかも先には汲取費に含まれていた糞尿溜場建設費が今度は臨時費として別建になっており経費計算の改善がなされているから、なおのこと少額ではありえない。なお、この汲取費18,298円と溜場建設費4,032円の合計22,330円は45,000円のほぼ1/2になっており、このことは尿尿売却代金の半額を汲取費と溜場建設費にあてようとしたものと推測できる。にもかかわらず、これで十分な汲取費とは考えにくい。極端なばあいをとって試算してみるとわかる。仮に18,298円をすべて労賃にあてるものとし、その労働力編成は表4のごときものとすれば、汲取人夫は延21,924人となりこれで汲取ることのできる糞尿量は約21,000石³⁵⁾となるが、それは全体(約140,000石)の15%にすぎない。歳出予算の経常費としてか

なりの額が計上されてはいるが、この程度の尿尿汲取費では市の汲取人夫が市内の人糞尿の大半を汲取る労働費用にはほど遠いというわけである。

さて以上で尿尿売却代金と尿尿汲取費について指摘してきた問題点を解きほぐすのに有力な史料とおぼしきものがある。『山陽新報』1906(明治39)年2月19日の「糞尿売却方法」と題する記事であって、その全文を示すと次のごとくである。

「糞尿売却方法 岡山市の糞尿市営として汲取ることとなりたるに付き市役所にては夫々汲取りに要する種々の設備を為し居れるが概略準備整頓し不日市営の汲取を開始する由なるが上道、御津兩郡の村民を始とし邑久郡、久米郡、児島郡及び遠く讃岐等より市営にて汲取りたる糞尿の買取方を交渉し依頼する者数多あるに付市役所にては此程左の如き糞尿売却方法を定め買取希望申込者に対し通知せりと云ふ

糞尿売却事項

- 一 一町若くは一区域を限り受負望の者は人口一人に付一年又は一月の代価且つ其受負望の町名及び区域
- 一 市が設置したる溜場より買取望のものは一ケ年を通じ受負ふべき数量及び壹荷の代価
- 一 同上必要の時機のみ買取望の者は壹荷の代価

この2月中旬の時点で既に、市営で汲取られることになる糞尿の購入希望が各方面から多く寄せられていたというのである。すなわち「市営にて汲取りたる糞尿の買取方を交渉し依頼する者数多ある」わけ^{あまた}で、岡山県内では岡山市をとりかこむ形で位置する御津郡(岡山市の西側に接す)と上道郡(岡山市の東側に接す)[両郡で岡山市を包みこむ形になりほぼ南北に旭川が貫流している]だけでなく、岡山市との間に御津郡をはさんで位置する児島郡や、岡山市との間に上道部をはさんで位置する邑久郡といった同じ

35) $9 \text{ 斗 } 6 \text{ 升} \times 21,924 \text{ 人} = 21,047 \text{ 石}$ のように算出。数値の根拠については後述。

備前国に属するものの岡山市とは近接しない2郡、そして岡山市との間に御津郡・赤磐郡をはさんで北方に位置する久米郡、さらに讃岐国たる香川県から、汲取が岡山の市営になればその糞尿を買い取りたいと交渉してきたり、また交渉を依頼してきたりしていたのである。

糞尿汲取市営事業を計画する市当局がその売却代金として45,000円を計上したのは、岡山の糞尿にその需要が岡山県内の備前国では児島郡・邑久郡にまで、美作国では久米郡にまで、県外では香川県にまで伸びることを見込んでいたからである。岡山からの糞尿の搬送は久米郡だと旭川をさかのぼる河川交通になるだろうし、児島郡・邑久郡・香川県だと旭川をくだり瀬戸内海へでる海上交通になる。いずれも肥船という舟運によって隔地間取引が可能となる。そうであれば、従来から慣行によって岡山の糞尿を地理的便宜にもとづき利用していた御津・上道両郡の近郊農民がいわば既得権益を失うことになる。そうなっては困るので、御津上道肥料研究会と市との対立によって起こったいわゆる糞尿問題の調停にのりだした御津郡長・上道郡長らは2月13日に仲裁のための会合をもって、「問題の現況に依れば其解決頗る困難にして尚ほ放置せんには愈々底止する所を知らざる場合に立至り以て双互の不利益を高むるが如きは到底黙過するに忍びざれば此際に速かに解決し他日の不利を防ぐに如ずとの方針にて調停を試むるに至り³⁶⁾」、次のような7項目にわたる仲裁条件を協議決定していたのだった。

- 「一、肥料購買組合を新設し全組合の名義を以て岡山市の尿尿を買取ること
- 二、該組合には相当信用ある主幹者三四名を置く事
- 三、尿尿買入代価は相当技師の鑑定に委任する事
- 四、全組合組織に至る間無条件にて岡山市の

尿尿を汲取らしめ貰ふ事

五、其代価は技師の鑑定を受けたる上決する事

六、右の条件にて仲裁者四名より岡山市に交渉する事

七、右の条件は最も公平の措置と認むるに就き警察は素より県庁側よりも仲裁成立に關し大に助力を仰ぐ事³⁷⁾

岡山の糞尿を独占的に買い取るために「肥料購買組合」(御津・上道両郡民による組織となるはず)を新たに設けるというのである。ここには、岡山の糞尿は他郡・他県に買い取られまいとする阻止の意図があり、御津・上道両郡民だけが買い取るにしてもその購入価格で不利をこうむらないようにするため、しかるべき技師の鑑定にもとづく「尿尿買入代価」が追求されているのである。

このような状況からすれば、岡山の糞尿については売り手市場であったことが明らかである。

さて先の引用文中にみえる、岡山市役所が糞尿の買い取り希望申込者に通知したという「糞尿売却事項」であるが、これによれば糞尿の需要者は3階層に分けられる。①岡山の一つの町もしくは一つの区域を限定しその汲取りを、人口1人当りの一ヵ月分あるいは1ヵ年分の代価をいくらかで請負うと希望する者。②市の溜場から1荷いくらの代価で1ヵ年にいくらの数量を買い取ろうと希望する者。③市の溜場から必要なときだけ1荷いくらの代価で買い取ると希望する者。

このうち、②は市の汲取人夫が溜場まで搬入してきた糞尿を比較的大量に年間を通じて搬出していくから、農民なら近在の施肥量を多く必要とする上層農民、農民でないなら隔地間取引を行なう肥船であろう。③は同様な意味あいから、主に中下層農民であろう。①はおそらく農

36) 『山陽新報』1906(明治39)年2月14日、「市郡確執仲裁協議」。

37) 『山陽新報』1906(明治39)年2月15日、「市郡確執仲裁条件」。

民ではなく糞尿汲取業者であろう。この①のばあいには市から請負った業者が配下の汲取人夫を駆使して汲取ることになる。市の特別会計において、市内の大半の人糞尿を市の汲取人夫が搬出するのにはその尿尿汲取費が十分な額でなかったことは、この①のばあいも組みこんで計画が立てられていたからではないだろうか。

いずれにしても、この特別会計予算を議決した同じ1906(明治39)年3月29日の市会に議案第22号「本市営にて汲取たる尿尿販売方の件」が提出され、「原案通り公入札の方法に依らず随意販売することを得るものとする」ことで可決され³⁸⁾、糞尿汲取市営事業の財政的措置が一応とこのうことになったのである。

II 糞尿汲取市営事業の中断

1. 決算

まず岡山市尿尿汲取規則で法的措置がとられ、つぎに明治39年度岡山市尿尿汲取費特別歳入出予算で財政的措置がとられ、3月31日開催の岡山市糞尿汲取実施委員会(先の初市会の第5号議案にもとづいて設置されていたもの)では「汲取規則第八条の各官衙、学校、病院、会社、銀行、其他集会所等に対する尿尿代認定の標準に就て協議」³⁹⁾し、いよいよ翌4月から実施されることになっていた岡山の糞尿汲取市営事業は結局ほとんど実績のないまま中断することになる。成立していたこの特別会計予算は執行されたふしがどこにもなく、自然解消したものとみなすしかないのである。

実行にうつされたのはほとんど糞尿溜場設置だけで、しかもそれは1905(明治38)年度からのことであったと考えられる。『岡山市財政史』(1928年)は岡山市普通会計の毎年度歳計決算額

を掲げているが、1905(明治38)年度普通会計の歳出臨時部には「尿尿汲取費」として決算額6,184円49銭5厘とある。これの予算額は20,132円65銭であった。(表6, 参照)決算額が13,948円15銭5厘も減少し予算額の3割にしか達しなかったのは、「主として尿尿溜場建設の箇所を減じたるに因る」⁴⁰⁾といわれている。これは『明治38年度岡山市歳入出決算書』(1906年7月30日、市会に提出)のなかの「説明書」の一節であるが、この「説明書」には決算額が予算額に比べて減少した科目のうち、「雑収入」という歳入科目にかんしては「尿尿売却代の収入なきに因る」とあり、「公借金」という歳入科目にかんしては「尿尿汲取費の支出少なく借入金を減じたるに因る」とあって、公借金は予算額16,799円35銭にたいし決算額は6,000円であった⁴¹⁾。すなわち尿尿売却代(雑収入に属す)と公借金とで尿尿汲取費とバランスをとる予定だったが、尿尿売却代はないものの、尿尿汲取費も少なかったので、公借金は少なくてすみ、要するに普通会計の枠内で処理されたわけである。

その建設が当初は6ヵ所、すぐに5ヵ所と予定変更されていた溜場はまず旭川東岸南方面の網浜で着手され、2月13日には岡山市糞尿汲取実施委員会のメンバーが「市役所に会合し溜場建築に就て協議を為したる後高木市書記を随へ網浜なる岡山紡績会社南端の糞尿溜場建築所に出張し実地検査も為し同時に溜場建築材料等の検査をなせり」⁴²⁾といわれている。そのあと2ヵ所に設置され、4月までには計3ヵ所の溜場ができていたことは4月30日の市会に提出された議案第29号「網浜外二ヶ處尿尿溜場貸与」によってうかがわれる(なお、この議案はいったん提出されたものの撤回された)⁴³⁾。4月30日の市会で

40) 41) 『山陽新報』1906(明治39)年7月29日、「三十八年度岡山市費決算書」。

42) 『山陽新報』1906(明治39)年2月14日、「糞尿溜場設置検査」。

43) 『山陽新報』1906(明治39)年5月2日、「岡山市会」、前掲『岡山市会史』第1巻、449頁。

38) 『山陽新報』1906(明治39)年3月25日、「岡山市会」、『山陽新報』1906(明治39)年3月31日、「岡山市会」。

39) 『山陽新報』1906(明治39)年3月31日、「糞尿汲取実施委員会」。

撤回されたものの議案として用意されたことについて、一議員が「今回の糞尿問題に就ては市会には既に予算を決議し市営実施のことに決議せるにも拘はらず市民に対し個人契約を勧告し居れりとのことなるが斯かることは如何なる理由なるや云々と質問する所ありし」⁴⁴⁾、といわれているように4月には、すでに1月から岡山の糞尿汲取ストライキ体制に入っていた御津・上道両郡村民との妥協が成立しかかっていたから、あえて糞尿汲取市営事業を強行するまでもなく、むしろ従来通りの個人契約をすすめることすらするに至っており、溜場も不要となりつつあったのである。

この事業は計画を立てたものの、実施しないですむのならそれにこしたことはなかった。糞尿溜場一つとってもその決算額が予算額を大幅に下まわったのは経費が少なくてすんだというより、予算通りの実行が難しかったということだろう。市内の一角に、それも大きな溜場が造成されることなど市住民なら誰しも歓迎することではあるまい。迷惑がるだけである。旭川の岸边には魚市場があり、この溜場をおそれていたこともあった。河川は水運に便利であるが、逆に汚染の拡大をひきおこすという難点を伴うものである。

市有不動産として首尾よく溜場を建設しても、そこに糞尿を搬入する汲取人夫の雇用問題がある。糞尿汲取は農業労働の一環だっただけに、非農業労働力として調達しようとするれば特殊労役的性格のものに転化するからである。被差別型労働ともなりうる。肥桶・肥取車・肥船などを市有動産として所有することに伴う管理問題もある。そして、そもそも岡山屎尿汲取規則のいう「汲取請求者」が相当多数、恒常的に存在しなければ事業そのものが存続しえないことになる。このあたりの事情はすでに2月初めの時点で次の新聞記事が指摘していたところである。

「岡山市の糞尿汲取問題は今尚ほ何等決定する模様なきが市当局者側に於ては今回は断然市営とし徹頭徹尾其意を決行し他より如何なる仲裁を持込むとも容易に靡かざる決心にて既に着々実施の準備を為しつゝあり一方郡部に於ける状況は研究会の如きも融和を欠ぎ反対者続々現はれ将に従来の如く市民に汲取方を交渉せんとする有様あり且つ二三の仲裁者は熱心に運動しつゝあるを以て此際市に於て如何に市営にせんと計画を為すも農村より前非を悔い研究会等の団体に反対し各自出市汲取を契約するに至らんには自然市営の計画は瓦解せざるを得ざれば結局市営は成立せざるべく市より相当の条件を附し将来を取締る位にて落着すべきものならんと云ふ者あり」⁴⁵⁾

すなわち市営化計画がいかに立てられようとも、御津・上道両郡村民が元のように市住民と個人契約をむすび糞尿汲取を再開すれば、糞尿汲取市営事業の前提たる「汲取請求者」そのものが存在しなくなるのであり、そこに市側の難点があった。まことに「各自出市汲取を契約するに至らんには自然市営の計画は瓦解せざるを得ざれば結局市営は成立せざる」ことになるのである。

それゆえ、御津・上道両郡村民との妥協の余地があるならば、それを成立させた方が、市営化計画を強行するよりはるかに得策なわけである。さもなければ、「郡部の或る地方にては今回岡山市が郡部の意向を容れずして強硬なる態度を執り以て紛議を醸すに至りしは全く岡山市民が郡部の農民を苦しめんとする意志より出で、事茲に至りしものなれば郡部に在りては今日の状態は決して忘却すべきものにあらざらん」⁴⁶⁾とあるがごとき汲取農民の被害者意識からくる深い反感を増幅させることになりかねない。そして事態は仲裁人の調停を経ながら妥協へと落ちつい

45) 『山陽新報』1906(明治39)年2月8日、「糞尿問題の落着に就て」。

46) 『山陽新報』1906(明治39)年2月10日、「臭気フンプン」。

44) 『山陽新報』1906(明治39)年5月2日、「岡山市会」。

ていったのである。

2. 農民側の難点

〔1〕 「目下郡部は施肥時季」

岡山へ出市して糞尿汲取に従事する御津・上道両郡村民で組織された御津上道農事肥料研究会は1906(明治39)年1月中旬からストライキ体制に入っていた。これへの反発から糞尿汲取の市営化計画が立案されていったわけであるが、応急措置として市当局は1899(明治32)年に岡山市に編入された地域の農家を臨時に市内の糞尿汲取に当たらせることにした——「岡山市役所にては既記の如く糞尿汲取を市営とせんとて目下準備中なるが差当り準備整頓するまで臨時市編入の農家をして汲取しめ居れる」⁴⁷⁾といわれているがごとくである。ところがストライキ体制に入って間もないのに御津・上道両郡村民の中で糞尿汲取に出市する農民が現われた——すなわち「昨今近在郡部の農民糞尿の必要に窮し市役所より差出せる人夫の如く装ひ各戸に就て糞尿の停滞せる所にて無償にて汲み去るものある」⁴⁸⁾という事態であった。これへの対抗措置として、2月16日付で市長は各町の衛生組合の役員らへ次のような「注意書」を配付している。

「糞尿汲取方に関しては従来の汲取者等同盟罷業致候に付差当り市内の農業者に委託し証票携帯の上汲取候様取計居候處此場合に乘し何者なるか市役所よりの差向人夫と詐り各戸に就き糞尿を汲去り且つ是等の者往々不都合の行為有之哉の趣、抑今回の事件は彼れ郡民に於て暴慢にも俄然汲取を停止し市内全般を困苦せしむるに至りたるものにして本市は無已臨時の處置致たる議に有之然るに狡猾の輩市の差向人夫と詐称し利益を獲るに至りては甚だ不都合の義に付各自に於ても宜く御注意相成候様致度元來市よりの差向人夫に対しては市の証印ある木札と汲取方御申出の際聞取

りたる其住所氏名を記載せる切符に監督者の認印を押捺し之を携帯せしめ居候汲取人に対しては先以て証票携帯の有無御聞糺し相成度若し又人夫にして不都合の行為ありたるときは該切符又は木札の番号御取調の上御申出相成候様御組合内へ可然御伝達相成度為念此段及御通知候也

明治三十九年二月十六日

岡山市長 岡田 磐⁴⁹⁾

汲取停止という郡村民による「同盟罷業」を「暴慢」とみなしたり、それが「市内全般を困苦」させているとみなすなど、市当局の糞尿問題観、ひいては対農民意識をよく表わしている文書である。

そして、「市内の農業者」を「市の差向人夫」とし汲取を委託するという「臨時の処置」の具体的な手順がわかる。自家糞尿に困った住民が市に汲取方を申し出る→申出人の住所氏名を記載し市の監督者の認印を押捺し番号のつけられた「切符」を差向人夫に渡す→この切符と市の証印があり番号のつけられた「木札」との二つからなる「証票」を携帯して差向人夫が汲取にでかける、といった具合である。ところが市が汲取を委託した者ではないのに、自分は「市役所よりの差向人夫」であると偽って各戸を訪ね糞尿を汲取り去っていき「利益を獲る」という「狡猾の輩」が現われており、市役所としてはこれを防ぐため、「切符」と「木札」を携帯しない者には汲取らせるな、と指示しているのである。また、市役所よりの差向人夫と詐称する者には「往々不都合の行為有之哉の趣」とか、他方でも「人夫にして不都合の行為ありたるとき」と指摘しており、この「不都合の行為」が具体的に示されていないので推測するしかないが、制限時間(4月～9月は午前7時まで、10月～3月は午前8時まで)に汲取・運搬を完了せよという時間設定)外に汲取るとか、汲取が丁寧でなく周辺をよごすとか、無料もしくは金銭要求をして汲取る、といった事態が考えられる。

いずれにしろ、農民にとって糞尿汲取は利益

47) 48) 49) 『山陽新報』1906(明治39)年2月19日、「糞尿汲取人に関する注意」。

獲得行為である、と市役所はみなしていたことがはっきりするが、いかなる意味で利益獲得行為なのか。それは農民にとって重要な肥料経済にかかわる問題である。

御津上道農事肥料研究会がストライキ戦術を採用し、これを「同盟罷業」とみた市役所が郡村民排除の対抗措置を講ずるという状況のなかで、市からの差向人夫と偽ってでも糞尿を汲取る者が——詐称し、かつ従来の糞尿代を支払うことなく「無価」で汲取り去るがゆえに、市役所から「狡猾の輩」と罵倒されようとも——郡村民のなかに現われていたのは、まことに「近在郡部の農民糞尿の必要に窮し」と表現されるような、農民経営における肥料経済の逼迫が起こりつつあったからである。

反面での、こうした汲取農民の苦境は、かつて同じ郡村民だったが1899(明治32)年に岡山市に編入されたことで今は市住民となった農民たちには、例えば「今回の糞尿問題に就て目下郡部は施肥時季にして斯かる紛議の今に落着せざるは最も困難なる所なれば前郡部たりし交誼上実に黙視するに忍びず」⁵⁰⁾と、よくわかっていたのである。

この「目下郡部は施肥時季」というのは具体的にはなにか。この新聞記事は2月17日付だから、このばあいの施肥時季は麦作で前年の元肥に続く今年に入ってから補肥と考えてよい。すなわち、わが国において人糞尿はほとんどあらゆる作物に利用可能な肥料となりえたのだが、ここで問題になっており、またすでに2月4日付の新聞記事でも「今回の事件以来糞尿汲取を得ず麦作肥料等にも困難を感じ居れる」⁵¹⁾とあるごとく問題になっているのは、「麦作肥料」としての人糞尿なのであった。それゆえ麦作施肥について検討しておこう。

〔2〕 麦作施肥

まず、岡山県農事試験場がこれをもって「農家ノ指針トナスニ足ラン」⁵²⁾とした「農事試験成績」なる報告書をみよう。明治34年度冬作と明治36年度冬作にかんする2報告書によれば、大麦・裸麦・小麦の三麦いずれも施用肥料は堆肥・人糞尿・菜種粕・藁灰の4種類で、両年度とも同じである。変わっているのは人糞尿の施用総量で、裸麦作と大麦作が120貫から180貫へ、小麦作が100貫から150貫へと共に1.5倍に増量し、人糞尿が肥料代価のうち約4割を占め最大のものとなっている(人糞尿の単価は100貫当り1円20銭となっている)。こうした人糞尿増投の結果、裸麦のばあいしか報告されていないが、裸麦の単収は反当り8斗9升7合から1石6斗8合へと1.8倍に上昇している。(表10)

また、農事試験場では「施肥量ノ多少ハ麦ノ収量ニ如何ナル関係ヲ及ボシ且幾何量ヲ施タルモノカ経済上利益アルヤヲ知ラントスル」目的で「肥料用量試験」⁵³⁾を行なっているが、明治36年度冬作における裸麦作のばあい、それは堆肥200貫、人糞尿180貫、菜種粕6貫500匁、藁灰5貫を「標準量」とし、この標準量から一律に何割増減するかという試験の区別の仕方であって、施用される肥料はこの4種類と決められていた。(表11)そして、この肥料用量試験の結果、「肥料ノ用量ヲ増加スルニ従ヒ収量増加セリ而シテ総収入ヨリ肥料代ヲ差引キタル残額モ亦其換フーニセリ依テ肥料ハ或ル程度マテ増加スルヲ利トスルカ如シ」⁵⁴⁾と一応の結論がだされている。とはいえ、4種類の肥料を一律に増投し続けられればよいということには勿論ならない。単収には頭打ちがあり、また肥価と麦価との関係という価格問題があるし、肥料増設に伴う施肥労働の増大(施肥以前の所要労働も含めて考

50) 『山陽新報』1906(明治39)年2月17日、「糞尿問題と市編入地農民」。

51) 『山陽新報』1906(明治39)年2月4日、「糞尿会議(其後の状況)」。

52) 『農事試験成績』第6報(岡山県農事試験場、1905年)、「緒言」。

53) 同上書、7頁。

54) 同上書、9頁。

表10 麦作の肥料(反当)

肥料名	明治34年度冬作				明治36年度冬作			
	裸麦・大麦		小麦		裸麦・大麦		小麦	
	施用総量	代 価	施用総量	代 価	施用総量	代 価	施用総量	代 価
堆 肥	200.000	2.000	200.000	1.400	200.000	1.600	200.000	1.600
人 糞 尿	120.000	1.440	100.000	1.200	180.000	2.160	150.000	1.800
菜 種 粕	6.500	1.365	5.000	1.000	6.500	1.365	5.000	1.050
藁 灰	5.000	0.085	5.000	0.150	5.000	0.085	5.000	0.085
単収・合計	0.897	4.890		4.650	1.618	5.210		4.535

典拠：『農事試験成績』第2報(岡山県農事試験場，1902年)，
『農事試験成績』第6報(岡山県農事試験場，1905年)，より作成。

表11 肥料用量試験(明治36年度冬作裸麦，反当)

試験区名	試験区別	単 収	収入(A)	1升重量	稈重量	肥料代価(B)	残額(A-B)
第1	無肥料	0.774	6.966	371	24.800	0	6.966
第2	2割減量	1.440	12.960	376	70.400	4.168	8.270
第3	1割減量	1.450	13.050	380	74.400	4.690	8.882
第4	標準量	1.618	14.562	382	80.000	5.210	9.352
第5	1割増量	1.726	15.534	382	80.000	5.732	9.802
第6	2割増量	1.845	16.605	379	86.400	6.252	10.353
第7	3割増量	1.904	17.136	384	97.600	6.774	10.362

典拠：前掲『農事試験成績』第6報，7-9頁による。

備考：資料には第2区と第3区の数値に一部とりちがえと思われる記載があるので，そのところは訂正しておいた。麦価は1石当り9円で計算されている。収入は玄麦収入で，芒稈や稈の価額は含まれていない。第4区の標準量とは表9の明治36年度の裸麦の施用総量であり，他の区はこれを基準に増減されている。

えなくてはならない。自給的肥料のばあい特にそうだが，とりわけ半金肥というべき人糞尿では施肥労働もさることながら，施肥以前の所要労働が重要な問題になってくる」という自家労賃問題もある。それゆえ「標準量」なるものが定められたのだし，増投するにしてもその3割増量(人糞尿だと234貫)が限界的なものと目されたわけである。

このように「肥料用量試験」では堆肥・人糞尿・菜種粕・藁灰の4種類が同列に取り扱われているが，農事試験場では肥効を調べるために各種の肥料を施用しており(その肥料名・肥価・含有3要素については表12を参照)，この肥効調査のための「肥料試験」を行なう際に，堆肥・人糞尿・菜種粕・藁灰のうち前二者と後二者は別な取り扱いをうけていた。すなわち農事試験場では麦作の肥効を調べるため様々な肥料を組み合わせ

表12 明治36年度冬作の施用肥料

肥料の種類	単価 (10貫当)	3要素(百分中の含有比)		
		窒素	磷酸	加里
堆 肥	0.080	0.500	0.260	0.630
人 糞 尿	0.120	0.410	0.120	0.270
菜 種 粕	2.100	5.050	2.000	1.300
藁 灰	0.170	—	2.100	4.500
木 灰	0.200	—	3.500	10.000
過磷酸石灰	1.850	—	14.950	—
鯀 粕	3.750	8.300	5.600	0.700
米 糠	1.124	2.080	3.780	1.400
硫 曹 六 号	4.000	10.000	7.500	—
大 豆 粕	1.400	7.670	1.100	1.580
窒素磷酸乙号	4.150	10.000	7.500	—
乾 血	4.000	12.360	—	—

典拠：前掲『農事試験成績』第6報の表紙裏，による。

る「肥料試験」を行なっていたが，例えば明治36年度冬作における裸麦作のばあい，「堆肥人糞尿ヲ基本トシテ之ニ種々ノ金肥ヲ配合シ」⁵⁵⁾と

いう試験方法がとられ、堆肥と人糞尿はいつも「基本」肥料として施用され、これらに「金肥」であれば表12のなかにあるような肥料を組み合わせで施用されているのである。なお、この肥料試験で玄麦収入から肥料代を差し引いた残額が最小なのは、金肥として大豆粕と過磷酸石灰を施用したばあい、その残額は3円12銭6厘だから⁵⁶⁾、「標準量」のばあいの残額の約1/3にすぎない(表11の第4区を参照)。そのため「大豆粕区最も利益寡少ナリトス」⁵⁷⁾と報告されており、大豆粕が麦作に有利とは簡単にはいえず、したがって直ちに大豆粕が人糞尿に代替可能ともいえないのである。

明治後期の代表的な金肥たる大豆粕、そのあとから人造肥料たる硫酸アンモニアが窒素肥料として麦作に施用され始めても、堆肥と人糞尿が麦作肥料として重用されることにはかわりなかった。例えば、岡山県農事試験場が1910(明治43)年11月下旬ごろ県下の市農会・郡農会に配付したらしい「麦作施肥上の注意」をみよう。そのなかの「肥料配合上注意すべき事項」では「要するに麦の肥料は堆肥人糞尿を基本肥料として是に事情の許す限りは数種の肥料を配合施用するを以て最も安全なる方法なりとす」と結論づけ⁵⁸⁾、次の「肥料の種類と麦の収量との関係」という項目でも「麦の窒素肥料としては堆肥、人糞尿を基本とし是に智利硝石又は硫酸アンモニアを加用するか若しくは土地に依り堆肥、人糞尿の外大豆粕及び菜種粕類の少量と以上の人造肥料とを配合施用するは経済上最も得策なり」と結論づけており⁵⁹⁾、明治末期においても堆肥と人糞尿が麦作の基本肥料であって、依然として有力な窒素肥料とみなされていたのである。

表13 麦作の元肥と補肥(反当)

肥料名	明治36年度 冬作					
	裸麦・大麦			小麦		
	元肥	補肥		元肥	補肥	
		二番肥 (1月中旬)	三番肥 (3月上旬)		二番肥 (1月中旬)	三番肥 (3月上旬)
堆肥	200.000	—	—	200.000	—	—
人糞尿	60.000	60.000	60.000	50.000	50.000	50.000
菜種粕	6.500	—	—	5.000	—	—
糞灰	5.000	—	—	5.000	—	—

典拠：前掲『農事試験成績』第6報，1頁，23頁，27頁，による。

こうして麦作の基本肥料でありながら堆肥と人糞尿には施肥上のはっきりした違いがあった。堆肥は元肥として施用されたが、人糞尿は元肥だけでなく、液肥たるがゆえもあって補肥として施用された。すなわち人糞尿は元肥として播種直前(岡山のばあい、播種期の代表例は裸麦・大麦が11月15日から20日までの間、小麦が11月10日)⁶⁰⁾に施用されたあとも、麦作にとって重要な補肥用に数回追肥されたのであり、例えば1月中旬に「二番肥」として、3月上旬に「三番肥」として分けて追肥されていくものであった。(表13を参照)

ただし、硫酸アンモニアが麦作肥料として施用され始めるようになると、こうした補肥名とその施用時期との照応関係に変化が生じてくる。そもそも麦作にとって、硫酸アンモニアは「人糞尿の代用」⁶¹⁾とみなされており、元肥としてはいつも施用されるとはかぎらないが、鯀粕のような高価でしかも遅効肥料たる魚肥とは異なっており、人糞尿のような速効肥料として——とりわけ気候上の変化で平年より生育遅れが目立つ3月中旬ごろには例えば「平年より多少時期後れ居るを以て此際施肥をなさんとするものは必ず人糞尿又はアンモニアの如き速効肥料を用

55) 同上書，9頁。

56) 同上書，11頁。

57) 同上書，11頁。

58) 『山陽新報』1910(明治43)年11月23日，「麦作施肥注意」。

59) 『山陽新報』1910(明治43)年11月25日，「麦作施肥注意」。

60) 前掲『農事試験成績』第6報，1頁，23頁，27頁。

61) 『山陽新報』1910(明治43)年11月25日，「麦作施肥注意」。

ひざるべからずして魚肥の如き溶解遅きものは其効力急速ならざる為め麦の登熟の期を後るのみならず十分に其効を現はすこと能はざれば尤も注意すべきことにして」⁶²⁾とあるごとく——補肥に、しかも同じく速効肥料でありながら人糞尿よりは人造肥料なるがゆえに肥効前に流出しやすいため、例えば3月の中旬になってすら「殊に人造肥料の如き速効肥料を用ゆるものにありては必ず二回に施さるべからず」⁶³⁾とあるごとく、追肥の回数が多くなる傾向にあった。したがって補肥の名称が従来の通常二つ(1月中旬の二番肥と3月上旬の三番肥)から三つ(1月中旬の二番肥の次に三番肥が2月中旬になり、従来からの3月上旬の補肥が「四番肥」となる)にふえることになり、人糞尿の補肥としての名称も土質や田畑の違いに応じて三つとなるようになったからである⁶⁴⁾。そのため麦作の補肥のばあい、二番肥は1月中旬の補肥とかなりはっきりしているが、三番肥は2月中旬の補肥か、3月上旬の補肥か、どちらかになってくるのである。

以上は、例えば岡山県農事試験場が「麦作の施肥法」に関しては頗る注意を要すべき事項少なからざるを以て施肥上周到の注意を払ひ違算なきを期せざるべからず」との判断から参考のために示した「一般の標準とすべき麦作の施肥法」の例であって⁶⁵⁾、あくまで岡山における麦作の一般的標準施肥法なのである。

これを前提としながら最後に、本稿が具体的に問題にしている岡山近郊農村における麦作肥料としての人糞尿を、次にみておこう。

〔3〕 麦作肥料としての人糞尿

麦作施肥を県レベルのそれから郡村レベルのそれへうつして、より具体的に検討しなくてはならない。郡村レベルといっても、このばあい

岡山に近接する郡を取りあげねばならない。

岡山をとりかこむ二つの郡のうち、上道郡にかんしては史料が残っている。1903(明治36)年から1908(明治41)年までの6年間、上道郡農業技手兼上道郡農会技手をつとめた塩見邦治という人物が岡山県農事試験場へ転任するにあたり1908(明治41)年に編纂し上道郡農会より翌年に刊行され郡下の町村農会員に頒布されたという『上道郡農業指針』がそれである。本書は「麦作肥料」という小見出しで次のようにいう。

「即ち麦作には簡易なる方法により速効の肥料を施すも危険少なきものでありますから、数年来の肥料相場から計算しますれば岡山市及西大寺町附近にて人糞尿を得易き地方に於ては之を主とし適宜過磷酸石灰、硫酸加里、木灰などを配合するを以て経済上最も有利なる肥料とすべく、人糞尿を安く得難き地方に於ては本郡数年来の試験成績によつて見ると硫酸アンモニヤを主とし之れに少量の大豆粕(安価なれば魚肥、油粕類の混用は無論適当なり)過磷酸石灰、硫酸加里、木灰などを配合するを最も得策と思ひます」⁶⁶⁾

上道郡が「人糞尿を得易き地方」と「人糞尿を安く得難き地方」に分けられており、この二つの地域では麦作肥料のあり方が大きく異なるものとされる。岡山市や西大寺町に近い地域では人糞尿を入手しやすいため人糞尿を主たる麦作肥料にするのが「経済上最も有利なる肥料」のあり方であって、人糞尿を安くでは入手がたい他の地域では硫酸アンモニアを主たる麦作肥料にした方がよいというのである。

こうした麦作肥料にたいする基本的見地から「麦作施肥ノ標準」として四つのパターンが示されている(表14を参照)。このうち「人糞尿ヲ主トスル場合」では、岡山県農事試験場の明治36年度冬作における150貫(小麦)・180貫(裸麦と

62) 63) 『山陽新報』1908(明治41)年3月16日、「本年の麦作と施肥の注意」。

64) 65) 『山陽新報』1910(明治43)年11月26日、「麦作施肥注意」。

66) 塩見邦治『上道郡農業指針』(上道郡農会、1909年)170頁。なお原文には傍点や傍線があるが、これらはすべて取りのぞいておいた。

表14 麦作施肥の標準(上道郡, 1908年)

施肥區別	肥料名および1反当施用量						代替比
	人糞尿	大豆粕	硫酸アンモニア	過磷酸石灰	木灰	堆肥	
人糞尿ヲ主トスル場合	300~400			4~6	10	200	
人糞尿ヲ主トシ之ニ大豆粕ヲ調合スル場合	200~300	6		4~6	10	200	人糞尿100貫=大豆粕6貫
人造肥料ヲ主トスル場合			5~8	4~6	10	200	人糞尿350貫=硫酸アンモニア6~7貫
人造肥料ヲ主トシ之ニ大豆粕ヲ調合スル場合		6	4~6	4~6	10	200	大豆粕6貫=硫酸アンモニア1~2貫

典拠：塩見邦治『上道郡農業指針』（上道郡農会，1909年）171-172頁より作成。

大麦)に倍する300~400貫という人糞尿が施用される。すなわち人糞尿を麦作反当り400貫施用できれば、金肥の大豆粕も、人造肥料の硫酸アンモニアも不要になるわけである。また、人糞尿100貫は大豆粕6貫に代替し、人糞尿350貫は硫酸アンモニア6~7貫に代替し、大豆粕6貫は硫酸アンモニア1~2貫に代替する(大豆粕1貫=人糞尿16.7貫、硫酸アンモニア1貫=人糞尿54貫、硫酸アンモニア1貫=大豆粕4貫ということにもなる)といった、窒素肥料としての人糞尿・金肥(大豆粕)・人造肥料(硫酸アンモニア)間の肥効上の交換関係が成り立っていたことになる。そして、この「人糞尿ヲ主トスル場合」や人糞尿を200~300貫施用し大豆粕6貫で補う「人糞尿ヲ主トシ之ニ大豆粕ヲ調合スル場合」、つまり人糞尿多投方式が肥料経済上の典型的な麦作施肥標準とされていたことになる。

これは上道郡だけでなく、御津郡でも岡山に近い南部の地域にも当てはまることであり、例えば紛争中の1906(明治39)年2月下旬の御津郡について「南部に於ける麦は目下施肥期節なるも彼の糞尿問題以来兎角施肥不十分にて一般生育悪しく昨今人造肥料を購入して施用せり」⁶⁷⁾と報じられている。この御津郡南部の麦肥は2月の補肥とみていいが、いわゆる糞尿問題が1月に本格化してから麦作の補肥としての人糞尿が不十分となり、麦の生育が悪くなっているため、人糞尿の代わりに「人造肥料」を購入して施用せねばならなくなったというのである。こ

のばあいの人造肥料は補肥用で人糞尿に代替して追肥する硫酸アンモニアと考えていい。なぜなら『上道郡農業指針』の「麦作肥料施用ノ注意要項」の一つに「硫酸アンモニア及人糞尿を追肥とするには一回の量を減じ其回数を増すべし」⁶⁸⁾とあるからである。

ところで、このような麦肥問題は3月にも続き、しかも「止肥は三月上旬までに施用し終るを要す」⁶⁹⁾とあるごとく止肥という問題のために、より深刻となるのである。補肥のなかで最終に行なう補肥を止肥と称し、麦作のばあい上記引用文のごとく3月上旬とされることもあるが(前掲の表13や前述の「四番肥」でもそうになっていたが)、厳密には「之〔追肥とする人糞尿や硫酸アンモニア〕が施用の最終期は砂土に於ては春彼岸を一週間以内経過するは差支なきも、普通の土質に於ては彼岸内に終るべく、粘土は彼岸より一週日以前に終るべし、但し之より早きは無論差支なし」⁷⁰⁾とあるごとく土質により異なっており、いずれにしても春の彼岸前後が麦作の止肥時季になっていた。例えば一般的には「補肥中最終に行ふ補肥を止肥と称する。之は作物により異なるが、本邦にては水稻は七月の土用、麦は三月の彼岸を止肥となすを通例として居る。」⁷¹⁾とある。また、具体的には例えば備前国の御津郡・上道郡と同様の風土にあるとみ

68) 前掲『上道郡農業指針』175頁。

69) 『山陽新報』1910(明治43)年11月25日、「麦作施肥注意」。

70) 前掲『上道郡農業指針』175頁。

71) 佐藤寛次編『農業大辞典』下巻(日本評論社, 1934年)、「補肥」の項目, 1424頁。

67) 『山陽新報』1906(明治39)年2月24日、「御津郡南部零信」。

ていい播磨国の揖保郡で1906(明治39)年頃の麦作肥料にかんして「補肥ハ可成人糞尿ノ如キ効ヲ奏スルコト早キモノヲ選フヘシ之カ施用法ハ土質ニヨリテ異ナルモ〔中略〕補肥ハ何レノ場合ニ於テモ三月下旬迄ニ施用シ終ルヘク余リ晩期ニ亘ルモノハ功ナクシテ却ツテ害アリ諺ニ(二十歳過キテ息子ヘ意見被〔彼〕岸過キテノ麦ノ肥)と穿テル格言ト云フヘシ」⁷²⁾とある。春の彼岸をすぎてからの麦肥は20歳以上の息子に意見するようなもので、害あって功なし、というのである。

したがって、1906(明治39)年3月下旬の「麦作に就き農家の注意」と題する岡山県農事試験場員の寄稿文に、

「彼岸過ぎての麦の肥料と云ふ諺に鑑み此の際可成速かに此〔麦の中耕施肥〕等の手入れを済すを肝要なりとす彼岸を過て麦作の施肥は一層遅出来となすのみならず、病害等の媒介となるの恐れあるが故に此際時期を失せず速かに肥培の業を終る可し、而て今頃用ゆる肥料は成可速効のものを望むものにして、人糞尿硫曹等は最も良好なるものなり大豆粕、鰾粕、油粕等は好ましからざるものとす」⁷³⁾

とあるごとく麦肥には春の彼岸と結びつけて諺という知恵になるほど昔から言い伝えてきた訓戒があったのであり、彼岸を大幅に過ぎぬうち早急に速効肥料として例えば人糞尿を施用すべきであって、大豆粕・鰾粕・菜種粕のような遅効肥料は施用すべきでない、ということになる。

それゆえ都市(岡山)・農村(御津郡・上道郡)間のいわゆる糞尿問題が膠着状態に陥っていた1906(明治39)年3月末の時点で、かつて攻勢にでたはずの農民側が「現時最も糞尿の必要を感じるときなるを以て一番市に平身低頭前非を謝し従来の如く汲取らんか」⁷⁴⁾と揶揄的に観測さ

れていたのは、こうした麦作の止肥という最終的補肥問題が切迫していたがためである。すなわち、岡山へ出市し糞尿汲取に従事していた郡村民で組織される御津上道農事肥料研究会による糞尿代値下げなどの要求にたいして、市当局は糞尿汲取の市営化計画でもって応じたため、郡村民たちの糞尿汲取ストライキが逆に麦作の補肥として必須な人糞尿の欠乏をもたらしていたことになる。そうして市当局の糞尿汲取市営事業という強硬方針のまえに、麦肥問題はデッドラインをむかえていたわけである。

ここに、御津上道農事肥料研究会が実質的に市側の用意した「妥協案」を強いられ結局は「契約書」に調印することで事実上の敗北を喫することになる⁷⁵⁾経済的根拠があり、こうした農民側の難点からも糞尿汲取市営事業が中断することになるのであった。

III 結びにかえて

1906(明治39)年に本格化した岡山の糞尿問題に終結をもたらした二つの文書、すなわち「契約書」(「糞尿料」の標準額を15歳以上が糯米米4升、7～14歳が2升とすることなどからなる)と「保証書」(「万一同盟汲取を停止」のばあい関係村長が損害賠償の責任をおうという保証)がいつ成立したかについて、従来の岡山市史関係書は日付を示さぬまま漠然と4月であるとしてきた。1920年刊行の前掲『岡山市史』巻下、以来今日までそうなっている。これは無理もない、大いに一理ある。なんといっても、「契約書」の文中で契約期限内に汲取中止の同盟罷業を行なわせないようにする条項があり、その契約期限が明治39年4月より明治41年12月までとされているからである。しかし「契約書」の案文が作成されたのは4月であっても、これに御津上道農事肥料研究会が調印することで「契約書」

72) 『兵庫県揖保郡是並町村是』(兵庫県揖保郡役所、1908年)778頁。

73) 『山陽新報』1906(明治39)年3月26日、「麦作に就き農家の注意」(農事試験場 新山生)。

74) 『山陽新報』1906(明治39)年3月30日、「肥料研究会

員の会合」。

75) 詳しくは、前掲拙稿(3)、参照。

が成立したのは5月21日ではないかという私見を前掲拙稿でだしておいたわけである。

どちらでもいいではないかという見方も無論あろう。だが事実として、岡山市史関係書が叙述するように「契約書」が4月に成立していたなら、例えば1906(明治39)年5月9日の『山陽新報』に載った「糞尿問題の行悩」と題する次の記事はどう理解したらよいのであろうか。

「糞尿問題の行悩 一時紛紜を重ねし当市御津上道両郡汲取人との紛議事件は市の譲歩にて一先づ落着したる姿なりしが其後又々妥協不成立の形となり再び市営断行の噂等あり意気頗る昂れるものゝ如くなりしが爾來其儘となり今日迄未だ妥協契約も実行し居らず又市営断行の勢も頗る銷沈せるものゝ如く混沌たる裡に未了問題となり居れり」(△印は原文)

この5月初旬において、「今日迄未だ妥協契約も実行し居らず」なのであり「混沌たる裡に未了問題となり居れり」だからである。案文は4月に作成されても、「契約書」の成立は5月になるとの私見をださざるをえない史料の根拠の一つはここにもある。なぜ一見すると瑣末な、「契約書」の成立月日ごときの小事に敢えてこだわるかだが、御津上道農事肥料研究会にとってこの「契約書」は不本意なものであったことを、こうした文書成立時点の遅延が物語っていると思われるからである。4月にすんなり調印されたのではなく、しかもあれほど麦肥問題で人糞尿欠乏によって苦しんだにもかかわらず、汲取農民たちによる必死の抵抗が続けられていたのではないかと解釈するのである。

農民にとって最大の不満は「糞肥料」の標準額が糶白米4升と決められた点であろう。そもそも御津上道農事肥料研究会が上道郡宇野村の大林寺で1月3日にひらいた集会の決議文の一つには「岡山市民に対する糞尿代金は岡山県農会技師に嘱托し分析を為し其価格を定むる事」⁷⁶⁾とあったし、また前述した御津・上道両郡長らの仲裁条件の一つに「尿尿買入代価は相当

技師の鑑定に委任する事」とあったように、「糞尿代金」(人糞尿の価格)や「尿尿買入代価」といった人糞尿汲取の代価(有償支払)が農民の重大関心事であり、その糞尿代としての妥当な数字を例えば農会などのしかるべき技師の分析にもとづく客観的なものにしたいと考えていた。

したがって、「契約書」にいう糶白米4升が科学的分析にもとづく客観性あるものとは汲取農民たちには受けとられなかったにちがいないのである。これが実現するのはどうやら10年近くあとになる。

1908(明治41)年から上道郡教育会が編纂を始め1922(大正11)年に刊行された『上道郡誌』には、1902(明治35)年設立以来の上道郡農会の諸事業が記述されているが、その農会事業の一つに「肥料研究」があり、その内容は「肥料研究会ニ於テ農家自給肥料タル人糞尿ノ直価ヲ調査シ当業者ニ裨益ヲ与ヘタリ」「農業経済上肥料ノ研究ハ忽諸ニ付スベカラズ就中自給肥料ノ奨励ハ時運ノ要求ナリ茲ニ於テ大正三年及四年之ヲ行ヒタリ」というものであった(280頁)。ここにてでくる「肥料研究会」と御津上道農事肥料研究会との異同が定かでないが、とにかく上道郡農会事業として1914(大正3)年および1915(大正4)年に「人糞尿ノ直価」すなわち人糞尿価値を調査することで「当業者」すなわち汲取農民の肥料経済上の利益をはかろうとしたことになる。

その成果の一つが、上道郡農会技師の長花という人物の談話を聞き取った新聞記者によって1915(大正4)年1月11日の『山陽新報』に「尿尿問題に就て」と題して発表された、「長花上道郡農会技師の尿尿問題観」であろう。すなわち「岡山市民の糞尿代は従来一人に付糶白米四升宛にして此価格は昨年(大正3)年の如きは一円二十銭に相当せしも本年は米価暴落の爲八十銭弱なり然るに大人一人の生産糞尿は一ケ年平均九十六貫の

76)『山陽新報』1906(明治39)年1月13日、「糞尿問題と決議」。

表15 糞尿汲取事例(1914年頃)

汲取回数		1回/5日	73回/1年
労働時間	往路	3 ^{時間}	219 ^{時間}
	調理	2	146
	復路	3	219
	計	8	584
労賃	時給	円 銭 0.06	円 銭 0.06
	計	0.48	35.04
汲取量	肥桶	8 ^{貫斗升} (1.6)	3504 ^{貫斗升} (700.8)
	1荷	16 (3.2)	
	計	48 (9.6)	
換算人数分		0.5 ^人	36.5 ^人
荷重	肥桶	9 ^貫	
	1荷	18	
	計	54	

典拠：『山陽新報』1915(大正4)年1月11日、「尿尿問題に就て」より作成。

割合にして」云々で始まるこの記事には種々の論点が含まれているが、本稿は汲取糞尿量と汲取労働評価の2点にしばり検討するにとどめる(以下、表15を参照せよ)。

ここには上道郡から岡山へ出市しての糞尿汲取の一つの典型的事例が示されており、それは次のようになる。汲取農民は肥取車を引いて出かける。3荷分の肥桶をのせている。2斗入の肥桶1個の重量1貫なので空の肥桶だけで6貫になる。他に肥柄杓と天秤棒を積んでいる。目的地に着くのに平均3時間程かかる。それから糞尿の調理にとりかかる。肥桶の8分めまで入れるから1個には1斗6升(8貫)の糞尿がおさまる。平均2時間程かけて9斗6升(48貫)を汲取る。この汲取糞尿量は大人1人年間産出糞尿量を平均96貫(1石9斗2升)とすれば、その半分にあたる。重量54貫(約202.5kg)を積んだ肥取車を引き平均3時間程で帰る。これが1日がかりの糞尿汲取で所要労働時間は8時間になる。当時の一般的な日当は10時間労働で60銭(時給6銭)だから、1日かけての汲取労賃は48銭になる。1日がかりの労働で48貫(9斗6升)を汲取るのだから、大人1人年間産出量96貫に要するはずの汲取労賃は96銭になる。5日に1回の割

合で汲取労働に出かける。1年で73回となり汲取労働時間は584時間、容量70石8升・重量3504貫(約3,140kg)の人糞尿を搬出する。この人糞尿は大人のおよそ36.5人分になり、これに要したはずの汲取労賃は35円4銭になる。

こうした汲取労働評価は机上の自家労賃計算であり、現実には飽くまで無償労働として存続してきたのであった。汲取農民の辛苦を思い知るべきである——「糞水を掬まざれば善農と成ること能はず。」(太宰春台『産語』)

最後に、簡単な試算をしておく。汲取農民が岡山から搬入してくる年間3,504貫(36.5人分)の人糞尿は反当り350貫施用するとすれば、1町歩の耕地に潤沢なものとなる。汲取農民が年間に36.5人分の糞尿を搬出するとして、1905(明治38)年末現在岡山市の非農家現住人口は80,859人だから、この糞尿搬出に要する汲取農民は2,215人になる。御津上道農事肥料研究会の会員数について、私見は2,000余名としたが、岡山市史の最新の研究成果は約200人としているので、筆者はその検討を約しておいたが⁷⁷⁾、ここで自説を補強しておく。

すでに紙幅はこえている。

知る人ぞ知る、小津安二郎の作品『麦秋』は昭和20年代(1950年頃)の、かつては古代の枢要地たる大和の麦秋を例のごとく下からうつしだしておわる。瑞穂の国にも比較的近年まで大いなる麦の日本史があったのである。『農村問題入門』⁷⁸⁾——本書によれば、村落共同体内部の裏切り行為にたいする、農民の穏微にして辛辣な排撃手段として、その腹黒い村民の家の墓に下肥をぶっかけて復讐したという(82頁)——が最後の著作となった経済学者猪俣津南雄53歳の「絶句」と称されるもののなかに「思出や小年鹿語柚味噌焼く」というのがある。願わくば、われ

77) 前掲拙稿(3)、28頁、64頁の追記。

78) 本書(中央公論社、1937年)とその著者猪俣津南雄(1889~1942)の研究史上の意義・役割については例えば、長岡新吉『日本資本主義論争の群像』(ミネルヴァ書房、1984年)に簡潔で優れた叙述があり、参考になる。

らも「小年」を忘るることなかれ。思うに、われらが日本農民の手に支えられつつ人糞尿が日本麦作史にいかなる役割をはたしてきたかの追究は、よくはなされてこなかったのではないか。その小空白を本稿は、いささかなりとも埋めんとするにすぎない。

〔後記〕 本稿で用いた資料についてなによりも岡山県総務部の人見彰彦参事・在間宣久主幹・定兼学氏にたいへん便宜を計っていただいた。また調査研究のさい大林寺御住職の中塚秀雄

氏、岡山大学の神立春樹氏・坂本忠次氏・黒川勝利氏・中野美智子氏、清心女子高校の森元辰昭氏らにはなにかとお世話になった。なお1993年1月14日、岡山市議会事務局の小坂夏彦次長・広内芳宏調査課長の御紹介で、元岡山市収入役の山崎猛氏(明治38生)にお会いし、大西栄子氏の御助力をえて聞き取りを行なった。ここに記して、感謝の意を表する次第である。

本稿は1991(平成3)年度文部省科学研究費補助金一般研究Cによる研究成果である。